

総合区素案に関する住民説明会

《西淀川区》

■日 時：平成29年11月26日(日) 19:00～20:59

■場 所：西淀川区民ホール

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会の方を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

西淀川区長の塩屋でございます。

(塩屋西淀川区長)

塩屋でございます。こんばんは。

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局理事の井上でございます。

(井上副首都推進局理事)

よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の井上でございます。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして塩屋西淀川区長よりご挨拶の方を申し上げます。

(塩屋西淀川区長)

改めまして、こんばんは。西淀川区長の塩屋でございます。

本日は、冷え込んでまいりました中、また日曜日の夜という大変貴重なお時間を割いていただきまして総合区素案に関する住民説明会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

総合区素案は、今後の区のあり方に関する重要な内容を含んでおります。また、市民の

皆様への行政サービスに直結する大変重要な事柄でございます。

本日は、この総合区素案を取りまとめました副首都推進局から直接皆様へその内容を説明させていただくべく、この説明会を開催するものでございます。説明の中で行政上の言葉などお分かりにくい点がございましたら、ぜひご遠慮なくご質問いただきましてご理解を深めていただければと存じております。

ぜひ、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

続きまして、副首都推進局理事の井上より、本説明会の開催趣旨の方を申し上げさせていただきます。

(井上副首都推進局理事)

皆さん、こんばんは。よろしくお願いいいたします。

本日は休みの夜分でございますけれども、総合区素案に関する説明会にお越しをいただきましてありがとうございます。

私の方から、本日の説明会の開催趣旨を簡単にご説明させていただきます。

まず、今日の大阪が抱える課題でございますけれども、東京一極集中のもと、長期にわたって経済の低迷が続いておりまして、三大都市圏の中で私も人口減少、超高齢社会がいち早く到来するといった課題を抱えております。

このため、大阪府、大阪市は、東西二極の一極を担う副首都大阪の実現をめざしまして、二重行政の解消や大阪の都市機能の強化を図りますとともに、限られた財源で最適なサービスを実施する住民自治の拡充といった取り組みを進めております。

こうした取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度として現行の法制度で実現可能な二つの大都市制度について検討を進めております。

一つは、大阪市を残しながら今の区をより権限を持った総合区に変えていく改革、もう一つは、大阪市を廃止して新たな自治体としての特別区を設ける改革でございます。

このうち、総合区の素案をこのたび取りまとめましたので、住民の皆様に分かりやすくご説明をし、ご理解を深めていただきたく、説明会を開催するものでございます。

なお、ご説明いたします総合区素案は、今後、議会などの議論を踏まえまして必要に応じて追加・修正されるもので、案として確定したものではありません。また、もう一つの特別区につきましても、現在、知事、市長、府、市の議員で構成されます大都市制度特別区設置協議会におきまして議論が進められているところでございます。最終的には総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆様にご判断いただけるよう、議会などでご議論いただきましてそれぞれの制度案を取りまとめしていくこととしております。

本日は総合区案の説明会として開催をいたしますので、総合区・特別区の優劣をつけたり、どちらの制度を選択するといった場ではございません。総合区素案と関係のない意見や政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

それでは、できる限り分かりやすくご説明したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。
まず、入り口でお渡しさせていただきましたお手元の資料に沿いまして、事務局の方よりご説明をいたします。

その後、皆様方から説明内容に対するご質問をお受けいたしたいと思っております。

また、お手元にアンケート用紙についてもあわせて配布させていただいておりますが、説明会終了後に会場入り口付近で回収させていただきますので、よろしくごお願い申し上げます。

それでは、早速、説明の方に移らせていただきます。

副首都推進局制度企画担当部長の井上の方よりご説明の方を申し上げます。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の井上でございます。

お手元にお配りしておりますパンフレット、「総合区素案に関する住民説明会資料」に沿ってご説明させていただきます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

まず、表紙の下の枠囲みをごらんいただけますでしょうか。

本資料の位置づけ等を記載しております。

先程の理事からの説明とも重複いたしますが、本資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として取りまとめた総合区素案をもとに、本説明会の資料として作成したものでございます。この資料で説明する総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえ必要に応じて追加・修正されます。また、総合区とは別に、特別区についても、現在、制度設計等の議論、検討が進められるところがございます。最終的には総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう両方の案を取りまとめていくこととしております。

1枚おめくりいただきまして1ページから2ページの見開きでございます。

「総合区設置後のイメージ」をごらんください。見開き左側には現在の大阪市のイメージを、右側には総合区設置後の大阪市のイメージをお示ししております。

左側、現在の大阪市は、市長の下に局と24の区役所があることをお示ししています。局は、大阪市全体を見通した施策を保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織であり、我々の副首都推進局もその一つでございます。現在は、保健医療施策を担う健康局や社会福祉を担う福祉局など、20以上の局が中之島の本庁などに設置されております。これに対し区役所は、地域ごとの仕事を担うものですので、現在の24行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働や窓口サービスなどを担っています。

見開きの右側では、総合区設置後にそれがどう変わるかをお示ししています。左側で24区役所となっていたところが、右側の中程では八つの総合区役所と24の地域自治区事務所になっています。今般の総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せず、大阪市長のもとに現在の行政区に変えて八つの総合区を設置します。さらに、一つの総合区には、区によって異なりますが、二つから四つの地域自治区事務所を設

置します。

総合区を設置することによって主に何が変わるかについては、左上の局から右の中程へ向けた矢印をごらんください。住民の皆さんに身近なサービスを局から八つの総合区へ仕事を移しますと記載しておりますが、矢印の先の右側、8総合区役所の下に記載している保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事になります。これらは、現在は大阪市全体の施策を担う局で行っていますが、総合区設置後はより身近な総合区役所において総合区長の判断により行われることとなります。

総合区長の判断で行われる仕事が多くなるということになりますと、それに伴う予算も増えますし、その仕事を行う職員もその分増やす必要がございます。現在、局で持っている予算や職員を総合区に移すということになりますが、それらの考え方についても後程ご説明いたします。

一方で、左の24区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま、右横への矢印で、住民の皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施しますとありますように、右側の総合区の中の24地域自治区事務所の枠囲みに記載しております住民票の写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは現在の24区単位でそのまま行うこととなります。

右枠に地域の実情に応じた施策の実現と記載しているところに3点記載しておりますように、住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制の整備を行うとともに、施策を実行するため市長に意見を具申する仕組みも構築いたします。要するに、総合区を設置することによって、住民の皆さんへの身近なサービスについては今より身近な地域において判断することとなります。それぞれの地域の実情を反映できるよう、総合区長に権限を渡して、総合区において判断して実行していく、そしてそのために必要な組織や予算の仕組みなどを整理することをあらわしております。

上にあります総合区設置後の市長の横の括弧をごらんください。住民の皆さんに身近な仕事についてはその権限を総合区長に移管しますが、大阪市という枠組みは残りますので、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり市長が大阪市全体の視点から行います。

この見開きでは、総合区設置によって何が変わるかの大まかなイメージを申し上げましたが、この後、それぞれの項目ごとにより詳しくご説明いたします。

3ページをお開きください。

目次に示しております通り、本日は、総合区素案の内容1から12の項目と各総合区の概要についてご説明いたします。

なお、一番下の枠囲みに記載のように本資料で示しておりますコスト、組織、予算等の数値は、今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置、名称につきましては、今後、議会での議論を踏まえ取りまとめる予定としております。

4ページをごらんください。

「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」でございます。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取組みを進めておりますが、それは総合区制度の検討とどう関連するのかについて考え方を示したものがこのページと次の5ページになります。

上段の「大都市・大阪が抱える課題」からご説明いたします。東京の一極集中が進む中、

大阪の長期低落傾向が続いており、府・市において一本化した成長戦略、この成長戦略と申しますのは産業振興や人材育成などにより経済成長等をめざす府・市共通の長期的な方針でございます。こうした成長戦略により、経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるに至っていないこと、地方分権改革は道半ばであることなどをお示ししております。

こうした課題の克服に向け、中程の記載でございますが、日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャルについて、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化・地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が、副首都をめざした取り組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。

そして、矢印の下でございますが、東西二極の一極となる“副首都・大阪”の確立に向け、そのポテンシャルを發揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造・社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たします。

これらの実現のためには、一番下の記載でございますが、都市機能の充実とそれを支える制度が必要であると考えているものでございます。

次の5ページ、「2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革」をお開きください。

ここに示しておりますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考え、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成することとしております。

なお、広域機能、基礎自治機能について、簡単にご説明させていただきます。

一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能とは、先程説明しました成長戦略をはじめ交通網など都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指し、基礎自治機能は、住民に身近なサービスを提供する市町村としての役割分担を指します。ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能を持ちながら、あわせて広域機能の一部も担っているのが現状でございます。

よって、その下の「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄に記載の通り副首都推進本部会議において、大阪府と大阪市が協議・調整を行っております。

こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、一番下の表に示している二つの制度、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の検討を進めています。

表のうち、基礎自治機能について、下の表の左側、指定都市制度における総合区制度は、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもと行政を展開します。その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など市全体に関することは市長が引き続きマネジメントします。

表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止し、新たに基礎自治体として設置される特別区において、選挙で選ばれた特別区長や区議会のもとで行政を展開し、区長が予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

広域機能については、総合区制度では、上でご説明した現在の制度と同様でございます

が、指定都市都道府県調整会議において協議・調整し、方針を決定すること、特別区制度では、大阪府に一元化し、知事が方針決定することをお示ししております。

大阪における大都市制度改革、総合区・特別区、両制度の違いなどの説明は以上でございます。

次に、6ページをごらんください。

「3 大阪市における総合区制度」をご説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げております。

その下、左の「住民自治の拡充」の欄でございますが、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限を拡充します。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組み、さらに、総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築いたします。

また、右側の「二重行政の解消」の枠でございますが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は大阪市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府・市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区数についてご説明いたします。

中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しております。

まず、左下の総合区の仕事については、一般市、一般市と申しますのは、例えば松原市や守口市などでございます。この一般市が実施する事務をベースに、住民生活と密接にかかわる仕事を担います。また、その右の総合区の区数については、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを効果的・効率的に提供するためには一定規模の人口が必要であることと、サービスに必要な組織体制と財源を区に整えるとともに、体制整備に必要なコストを抑制することを基本としています。これらを踏まえ、下段に記載のように、将来推計人口ベースで約30万人程度の8区へ合区することとしております。

なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしています。

総合区の仕事と区数についての説明は以上でございます。

7ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」についてご説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき策定いたしました。①でございますが、先程の説明にもありましたように、各総合区における将来人口、平成47年でございますが、これを30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とすることをはじめ、②地域コミュニティを考慮し過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮することの五つの視点に基づいて策定しており

ます。

その下の地図では、区割りと総合区役所の位置をお示ししております。

本資料で示す区名、第一区から第八区は、あくまでも仮称でございまして、北に位置する区から順に番号をつけたものとしております。

本日も説明に伺っております西淀川区につきましては、福島区、此花区、港区と合区する区割りとなっており、仮の名称としまして第三区としております。

8ページをごらんください。

総合区役所の位置については、現在の区役所の庁舎から選ぶこととしております。具体的には、その選定に際し考慮すべき条件として、住民の皆さんからの近接性、これは庁舎までの距離でございます。それから、交通の利便性、これは現区役所間の移動による所要時間です。それと、地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見ております。以上の3点をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎面積が新しい体制で必要となる面積を満たすかどうかといった点や、あるいは近隣市有施設の状態などを勘案し、総合区庁舎を選定しております。

その結果として、ページ中程の選定庁舎の表にございますように、第一区から第八区まで記載の通りとしてございまして、この西淀川区が含まれます第三区は現在の福島区役所を総合区役所の庁舎とする予定としております。

ただし、表の下、欄外に記載の通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い、変更する可能性がございます。

なお、繰り返しのご説明になりますが、住民の皆様のご利便性を維持していく現在の24区単体に地域自治区事務所を設置し、窓口サービス等の事務は継続して実施することとしております。

続いて、区の名称についてご説明いたします。

区の名称は、方位、地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考えとし、総合区設置決定後、設置する日までの間に、住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で定めてまいります。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴いますことから、現在の区名が変わる区もございます。これにより住居表示が変更される可能性があります。その際は住民の皆さんへの影響を最小限とするよう関係機関と調整を図ってまいります。

総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明は以上でございます。

次に、9ページ及び10ページの「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」についてご説明いたします。

9ページの上段に、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容についてお示ししております。現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。なお、予算編成や条例提案等の仕事は、今までどおり市長が全体の視点から行います。

これらの内容について示したものが下の図になります。図の左側には、現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載し、現在の大阪市の仕事は白抜きの文字で示しますように、中之島本庁舎など局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に分け

られています。

これに対して、図の右側には、白抜きの文字で総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けてお示しています。さらに、総合区の仕事については、8 総合区役所で実施する仕事と、現在の24区単位で設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けて示しています。

もう一度、図の左側をごらんください。

局が実施する仕事について、二つの枠囲みの上段の囲みには、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などをお示ししています。これらの仕事については、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁舎などで各局が実施することとしています。

また、左側二つ目の枠囲みには、現在、局が実施している市立保育所の運営など六つの仕事を例示していますが、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側、8 総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中にお示ししています。

再び、図の左側の下段をごらんください。

現在の24区行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整や支援として地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り24地域自治区で実施としており、これまでどおり実施することとしております。また、児童手当の現況届の送付・受理といった仕事につきましては、総合区としての政策・企画の仕事や局から移管された仕事とあわせて8 総合区で実施することとしています。

10ページをごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果についてご説明いたします。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめております。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や人員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表をごらんください。

縦の欄には四つの分野、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果を示しております。

こども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に示しますように、待機児童の解消に向けて、総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかとお示ししています。

なお、表の中の総合区の仕事の欄において、白抜きの点線囲みにある保育所の入所決定

や保育料の徴収等については、現在、既に区役所で実施している仕事を総合区でも引き続き実施することをお示ししています。

次に、福祉については、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営においては、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとということをお示ししています。

さらに、その下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木の剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になることが期待できるのではないかとということをお示ししています。

次に、一番下の住民生活においては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとということをお示ししています。

総合区、地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明は以上です。

11ページをお開きください。

このページ以降、「6 期待される効果」として、局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかを、これまでの説明と重なるところがございますが、イメージ図を用いてさらに具体的にお示ししております。

ページの上段には現在の状況を、下段には総合区を設置した後のイメージをお示ししています。

イメージ①では、保育所の設置・認可についてお示ししています。上の図をごらんください。現在、保育所の設置・認可につきましては、保育所の数など①整備計画を策定し、保育所の開設場所など地域の決定のため②地域調整を行い、③事業者の決定の後、開園となります。

この流れの中で、現在、区役所では②地域調整を担っておりますが、総合区設置後には、下の図をごらんください。点線の枠に記載の通り、①の整備計画の策定や③の事業者の募集決定など、市役所で実施してきたものも含め一貫して総合区役所で判断・実施できるようになります。これにより、総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかとといったことを総括してお示ししています。

なお、中央の矢印の右下に括弧書きで記載しておりますが、予算の編成や条例の提案などの市全体の観点で実施する仕事については市長の権限として残ることになります。

次の12ページをごらんください。

イメージ②では、道路・公園の維持管理についてお示ししています。

上の図をごらんください。

現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や

公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所で相談や要望を受け付けた場合でも、別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園について、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかといた効果を示しています。

13ページをお開きください。

イメージ③では、放置自転車対策についてお示ししています。

上の図をごらんください。

現在、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいなどといった住民の皆さんからの要望に対して実際に対応するのは工営所ですが、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して、総合区長のマネジメントのもと総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかといた効果をお示ししています。

次の14ページをごらんください。

イメージ④では、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営についてお示ししています。

上の図をごらんください。

現在、住民の皆さんからの体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しては、担当局において全市的な観点で24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、対応方針や方法についての優先順位を決定し、対応をしております。

総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うこととしています。これにより、総合区長のマネジメントのもと、これまで以上により地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといた効果をお示ししています。

15ページをお開きください。

イメージ⑤では、住民の皆さんに身近な施策の充実についてお示ししています。

上の図をごらんください。

現在、老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしい、施設へ行く移動手段を増やしてほしいといった住民の皆さんに身近なサービス充実についての要望などを区役所がお聞きしても、区役所がみずからの判断で決定することができないため、区役所が関係局へ要望、調整し、その事業を担当する局が事業の内容を決定しています。また、区役所では、事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分に対応できていない場合もございます。

す。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断することができるようになります。これにより、総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといった効果を示しています。

この15ページまで、総合区設置に伴い主な分野ごとで期待される具体的な効果についてご説明いたしました。

次に、16ページをごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」についてご説明いたします。

総合区素案では現在の24区を8区へ合区することとしています。一方で、住民の皆さんには育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではなど合区に対する不安感があることを踏まえ、その対応について記載しております。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただき、区政運営に反映させるため総合区政会議を設置します。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置します。

中段の左、総合区政会議に係る枠組みのところをごらんください。

総合区政会議は、区域内の施策及び事業について、立案段階より住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映することを目的に、現在の区政会議の総合区版として条例により設置いたします。さらに、左の一番下、地域協議会については、地域自治区の事務などについて、市長、総合区長などから諮問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることができ、市長、総合区長はこれに対し必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側には、これら総合区政会議と地域協議会のイメージをお示ししています。

総合区政会議や地域協議会等についてのご説明は以上でございます。

17ページをお開きください。

「8 総合区の組織体制」についてご説明いたします。

17ページの上段に示しますように、総合区の組織体制においては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と、総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの体制整備を行ってまいります。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため局長級の副区長を設置いたします。これは、総合区長はこれまでの区長と違い、副市長と同じ特別職となることから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにするという趣旨でございます。

二つ目は、総合区の政策・企画機能の強化のため部長級による部制を導入します。先程ご説明しましたように、総合区では、こども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野で、より大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供することになります。これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という組織を設置し、各部長のもとそれぞれの分野における政策・企画機能を強化することで、総合区に期待される役割を実現していくものです。

三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備いたします。これは、これまでと同様の窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、今の24区役所の単位で地域自治区事務所の体制を整備するという趣旨でございます。

続いて、ページの下段では、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししております。総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所についても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置することとしており、すなわち24の地域自治区事務所のうち、八つの地域自治区事務所は現在の区役所庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととしております。

総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、八つの総合区役所では総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織として、イメージでお示ししておりますように、総合区長のもと、局長級の副区長を設置し、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しております。一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することや、地域コミュニティを維持し、住民の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所では、地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。なお、この組織体制は、あくまでイメージであり、総合区設置後は、総合区長の権限によって、総合区内の組織のあり方や職員配置を決定できる旨を記載しております。

18ページをごらんください。

上段の職員の配置イメージについてでございます。

仕事を局から総合区に移すことに伴い、総合区の方へ職員も移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージとしてお示したものです。

一番左側の現在（平成28年度）と記載された棒グラフに示していますように、現在の局で1万1,600人、24区役所で4,800人という職員構成が、その隣の総合区設置後の棒グラフでは、局が9,400人、8総合区役所が7,000人という構成に変化しています。すなわち、局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されることとなります。

また、その右の表では局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、所管される組織、事務の内容と移管人員を示しております。現在、局の所管である工営所、公園事務所、保育所は、事業所ごと総合区へ移管されます。これらの事業所を除くと、事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることとなります。大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で組織体制が整備できる見込みとなっております。

ページ下段の（参考）について、表の上段、①総合区役所は、総合区役所と総合区役所の中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して、主な事務内容とともに記載したものでございます。例えば、総務企画部門に置かれる総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくり等の事務を担い、1区当たりの平均では74人の職員配置を予定しております。また、表の下段、②地域自治区事務所は、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務内容を同様にお示ししています。

総合区の組織体制についての説明は以上でございます。

19ページをお開きください。

「9 総合区の予算の仕組み」についてご説明いたします。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメントを発揮する仕組みとしてまいります。総合区長の自律性の強化の観点からは、①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と②予算意見具申権の具体化を図ることとしております。また、③総合区予算を見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任も果たすこととしております。

より具体的に説明いたしますと、まず、「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」でございますが、恐れ入ります、先に20ページの上の方のイメージ図をごらんください。総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるかをあらわしたもので、平成28年度当初予算の金額で試算したものでございます。左の現在の24区では、区長が関与できる予算として直接マネジメントできる区予算の約82億円に加え、各局で予算計上し区長がシティマネジャーとして間接的に関与できる区CM予算が約159億円ございます。

これに対し、右側の総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算が約226億円に増え、また、局から区に予算を配り総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでおります。

恐れ入ります、19ページに戻っていただき、中程上から三つ目の枠でございます。こちらをごらんください。

今ごらんいただきましたように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えております。また、現状においてもインセンティブ制度として区が土地売却や広告収入など独自の努力により獲得した財源は区の支出に使える制度を設けておりますが、総合区制度においても同様にそのインセンティブ制度を活用して確保した歳入は区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細やかで特色あるサービスの実現が期待されます。

20ページ、中程の「②総合区長の予算意見具申権の充実」をごらんください。

現状では、法制度上、行政区長が予算編成に直接意見を言える仕組みになっていないのに対しまして、総合区制度では、法律上定められた仕組みとして総合区長に予算意見具申権が付与されております。これは、市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民により近いところで住民ニーズをより把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものであり、総合区長が市長、副市長と意見交換する仕組みを整備いたします。

また、各局が所管する仕事のうちで住民に密接にかかわるものは意見具申の対象といたします。具体的な仕組みとしましては、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見を交換する場、仮称サマーレビューとしておりますが、こうしたものを設定することをはじめ、戦略会議など方針策定の場へも総合区長が直接参画するようにしてまいります。さらに、予算編成段階においても、直接説明する場などを設定するなどいたします。

下段の「③予算の「見える化」をさらに充実」では、個々の総合区の予算の姿が分かり、

他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一層の見える化を推進していくこととお示ししています。こうした取り組みを通じ、地域の皆様の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えております。

総合区における予算の仕組みについてのご説明は以上でございます。

21ページをお開きください。

「10 総合区の財産管理」についてご説明いたします。

財産の管理権限については、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管することとしております。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることになります。

総合区長が管理する主な施設の表をごらんください。

現在の財産に係る管理権限については、表の左端に縦書きで、局長が管理、現区長という区分の記載がありますように、表の点線から上の部分が局長、下の部分が現区長が管理する施設を例示しています。現在は、区内の多くの施設を各局長が管理していますが、総合区設置後は、表の右端に矢印で総合区長が管理と記載しておりますように、濃いグレーの網かけで示している施設は総合区長が管理することとなります。子ども、福祉をはじめ、各分野において住民の身近な施設は総合区長が管理することになります。

表の下をごらんください。

住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することにより、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能となるのではないかと考えております。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理のイメージを参考事例として記載しております。

総合区の財産管理についてのご説明は以上です。

次に、下段、「11 総合区設置に伴うコスト」についてご説明いたします。

コストにつきましては、本素案作成時点の前提条件に基づき、総合区設置に伴い一時的な経費として発生するイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが約9,000万円と試算しております。

具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費や、事務移管等に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、そのほか区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などです。

コストについての説明は以上でございます。

22ページをごらんください。

「12 総合区設置の日」についてご説明いたします。

総合区設置の日につきましては、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ事務執行体制の構築が整った後であることを前提として検討し、総合区設置決定から約2年後をめどといたします。

総合区設置の日についての考え方は以上です。

その下の表は、参考資料として、大阪市と人口100万人以上の政令指定都市の1区当たり人口等を比較したものと、大阪市内の各行政区の人口と面積を表としてお示ししたものでございます。

次の23ページからは、8総合区ごとの人口・面積、市民利用施設といった概要や、産業等の特徴をそれぞれお示ししています。

本日お伺いしております西淀川区については、25ページをごらんください。

25ページに記載しておりますように、都島区、此花区、港区と合区した後の第三区の概要をまとめております。例えば、平成27年人口は31万6,665人であり、平成47年の将来推計人口は28万6,901人と見込んでおります。第三区の特徴としては、右下の欄に記載しております通り、USJ、海遊館等の集客施設のほか、福島地区や「ほたるまち」などの商業地を有しており、また工業従事者が多く、工業出荷額や工業地域割合が大きい工業・港湾エリアでございます。三つ目の丸に記載となりますがベイエリアでは、夢洲において、MICE機能や国際的なエンターテインメント機能等を備えた国際観光拠点形成に向けた取り組みが計画されているほか、二つ目の丸に戻っていただきまして、現在、誘致が進められている2025年日本万国博覧会の開催が計画されております。三つ目の丸にまた戻りますが、また、舞洲では、資料に記載の大阪を本拠とするプロスポーツチームの活動拠点を核として、スポーツアイランドが形成されているなどの特徴を記載しているところでございます。

以上、総合区の概要の事例として、第三区についてご説明いたしました。

私の説明は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

以上で説明の方は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前にご留意いただきたい事項が5点程ございますので、お聞きください。

一つ目は、冒頭お願いさせていただきましたが、ご質問等に関しましては総合区素案に関する説明に対するご質問の方をお願いいたします。総合区制度や素案と関係のないもの、政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。そういった趣旨のご発言とこちらの方で判断させていただいた場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

二つ目でございますが、ご質問がございましたらその場で手を挙げていただき、私の方で指名させていただきます。お座席まで担当の者がマイクをお持ちいたしますので、そのマイクを通してご発言いただくようお願いいたします。インターネット中継をお聞きいただいている方もいらっしゃいますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

三つ目なのですが、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、発言機会1回につき一つで簡潔にご発言くださいますようお願い申し上げます。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただけますようご協力をお願いいたします。

四つ目として、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじなど、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

ます。

最後ですけれども、五つ目として、質問の際に特にお名前を頂戴する必要はございません。冒頭申し上げましたが、説明会の様子をインターネット中継しておりますので、その点もご留意いただければと思います。

それでは、これよりお時間の許す限り皆様方からご質問をお受けさせていただきたいと思います。何かご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。どのようなことでも構いませんので、どうぞご質問の方であればお手を挙げていただければと思います。

いろんな区名の話、事務分担の話があったと思うんですけども、なかなか一度でご説明、なかなか分かりにくいところもあったと思います。繰り返しのことでも結構でございますし、少しでも中でご理解を賜ればと思っております。何かご質問があれば、本当に手を挙げていただければと思います。

そうしたら、真ん中のブロックの後ろから、はい。

(市民)

いろいろあるんですが、固定資産税なんかはどうなるんですか。

(司会)

固定資産税。

(市民)

実はね、一つだけと仰るけど、まず土地表示のこととか、それから法務局、いろいろあるんですけど、とりあえず固定資産税どうなるんですか。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

総合区の設置がありましても、固定資産税に何か変化があるということではございません。今と同様でございます。

(司会)

ほかにおられますか。何でも結構でございます。

すみません、ちょっと待ってくださいね。左のブロックの方。

(市民)

6 ページに、まずそもそもの総合区制度というところで、住民自治の拡充と二重行政の解消というのを両方挙げていたと思うんですけど、前回、橋下市長がおられた時の都構想の時の二重行政の解消というところと、この総合区にいうところの何が二重行政なのかというのがよく分かってないので、前、橋下市長が説明した時はいろんな資料挙げられた時に質問しましたところは、それは二重行政ではないと仰ったことがあったので、今、どういうふうな形で仰って、それを解消するために、ちょっと書いてあるんですがよう分からないのでそのことと、それから、私自身は合区というのはニア・イズ・ベターというて前の区長さんが一生懸命仰ってた、地域ぐるみで歴史が違いますので、そう簡単に一つの西

淀川、90年ぐらいでしたかね、今、忘れましたが、それぐらいの歴史のあるところが、それぞれの地域であると思うので、そうそう簡単に合区してすることが本当に住民自治につながるのかどうかという点で、私は合区は反対なので、やっぱり私のこの西淀川は9万ぐらいあるので、それぐらいの地域でコミュニティが支えられるのではないかというふうなことで、それから、例えば、仰るように合区して8区ですか、なった時に、それぞれの地域でニーズもいろいろ違うでしょうから、予算配分とかやっぱり区によってかなりの格差が出てくるのではないかなというふうなことも思うので、ちょっとその辺の心配といいますか、その辺をお願いしたいなと思います。

(司会)

はい、ありがとうございます。

(井上副首都推進局理事)

前回の多分住民投票の時の説明会の時の話かと思えますけれども、その後、二重行政ということで大阪府と大阪市でいろいろ知事と市長で協議しながらその解消を進めてきておりまして、今、課題となっておりますのは、例えば府立大学と市立大学の統合であるとかあるいは大阪府・市の港湾局の統合とか、まだまだ課題がございますので、それについてこの特別区につきましては、知事と市長が協議によって話すという場がございますので、協議をしながらその解消に今後も努めていくというふうなことでございます。

合区につきましては、今回、総合区について一応8区という案を素案としてまとめております。これについては、今現在、大阪市会の方でも議論いただいておりますので、その場でいろいろ議論を見ながら合区についての中身の検討等も当然あると思っておりますので、その状況を見ながら我々も引き続き制度の案の確定に努めていくというところでございます。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

あと、区間で格差が、例えば予算なんかで生じるんじゃないかといったご質問やっと思えますが、まず、各区間の人口規模などは約2倍の範囲内でおさまるように、今回、区割りも検討しております。

また、そうした中で、それぞれに配分される予算、これも一応、今、現に各区に配分されてるものが単純にそれぞれ合算されていきますものと加えて、先程も説明しました予算意見具申権という総合区長に付与される権限がございます。こうしたいわゆる地域の実情なりニーズを踏まえた総合区長、それから市長や副市長との協議を経て、それぞれしかるべき予算がそれぞれの区に措置されていくというようなことかと考えております。

(司会)

ほかにご質問おられますか。

そしたら、右のブロックの前から3列目の方、マイクをお持ちさせていただきます。

(市民)

今、二重行政についての質問あったんですけども、この総合区の案でいきますと市役

所があって、総合区があって、その下に地域自治区という今の24行政区の規模での区を設けるといふ、そういう三重になるんですかね、というふうに思うんです。

今、区政会議とかでも西淀川区でいろいろ議論もされてますけど、総合区の区政会議がつけられるということなんですけど、その下にまた地域の自治協議会がつけられるということで、それを同じ職員規模でやっていくということになると、やっぱりそれぞれの役割が薄まっていくんじゃないかなというふうに思うんです。

私自身は、区の権限を強めることに対しては、まあそれもやっていってもいいかなと思うんですけれども、やっぱりこういう形で3段階にするのではなくて、それならば今の24行政区の規模で総合区的な役割をつかっていくということの方が、より住民に身近な行政になっていくんじゃないかなというふうに思うんです。

もちろん、予算のことがあると思うので、そうなる職員数とか増えてくるかと思うんですけれども、予算については、やっぱりこれ使い道なのでそれを絶対的な予算をどういふふうに配分するかということは、またそれはそれで考えていけないと思うんですけれども、先程の方も言われたように、ニア・イズ・ベターという今まで言われていることであつて、今の24行政区の規模というのが私は適正んじゃないかなと。もっと身近なところでいろんな行政があつてもいいんじゃないかなと逆に思っているところです。

(司会)

はい、ありがとうございます。

先程お答えしたことと同じ形になってしまうんですけれども、まず、当然、今ご質問いただいたように24行政区、それぞれ総合区となればかなり職員数が増えて結果的にはコストが非常にかかってくるというような問題点もあります。

その中で我々として、考えたのが、前回、総合区の概案の時に、5区、8区、11区、3案考えた中で、コストをなるべく増やさない、コストを増やすことによって住民の皆さんの、結局は税金になる訳ですから、そこをなるべく崩さないと、増やさないというところで我々としては8総合区にしたいというふうに素案をまとめたところです。

その中でも、ただ地域コミュニティというのは当然ありますので、24、それはそのまま地域自治区として残して、皆様方の行政サービス、ここになるべく影響を及ぼさないようにというところで考えたところがございます。

そしたら、右の方の、今、はい、どうぞ。

(市民)

今の方の質問とちょっと関連するものですから手を挙げさせてもらいました。

今、総合区8区、人口規模30万人、それもあくまでも総合区設置という一つのモデルの案。先程の方のご意見等を考えますと、現状の24区のままで区長権限だとか業務規定等を見直しして、先程言われた五つぐらいの業務を区の方に移行するという案があつてもおかしくないと思いますし、指定都市の人口規模、区、幾らだという規定はないはずなんで、5万でも10万でも50万でもいい訳ですから、例えば合区、12区、今の行政区のままでという案もあつて、三つの中でどれが一番良さそうかみたいな選択肢があれば何となく判断もつくんですけど、とりあえず合区して総合区だけですよと言われると、非常に判断もしに

くいしいか悪いかも分からない、で、年間、イニシャルで63、ランニングで約1億、じゃ、ほかはどんなものなのかみたいな案が本来ないとおかしいと感じたんですけど、いかがでしょうか。

(井上副首都推進局理事)

今般、素案として一応8区という合区の案を示しております。

ここに至るまでなんですけれども、たたき台ということで合区につきましては5区と8区と11区という三つの案を検討いたしました。今、中之島の市役所の方でいろんな権限を持って事務事業をやっておりますけれども、ただその一部を総合区の方に仕事を移していくというふうになりますと、今、1カ所でやっている業務を、例えば今回の案で8、あるいは24区のままというので24に分けていかなあかんということになります。そうなると、その分、やっぱりスケールがデメリットになって人が増えていく形になりますので、業務を分散すればその分人が要するという構図になってきますので、そういう中で、当時、5区がいいのか8区がいいのか11区がいいのかという中で検討する中で、やはり11区に分けていくと、今、例えば中之島で一つの仕事を20人でやっているということになると、その20人でやっている仕事を例えば24区に分けてやると、その分、24に分けていくとその分やっぱり人が増えていくことになりますので、その職員が増えるということをやったりはなかなかとはできないので、5区、8区、11区という中で検討する中で、8区で今回の示している事務を総合区に移すというパターンが一番職員の増もない形でできるということで、素案としてまとめたというような経緯でございます。

(司会)

ほかにご質問あれば。

そしたら、お待たせしました。右のブロックの後ろから4番目の方。

(市民)

すみません。今の方の質問に関係あるか分らないんですけど、懇切丁寧な説明をお聞きしたんですけども、それを聞いて我々は何を考えたらええんかなというのがよう分らないのですわ。

つまり、大阪市が、市の方がこういう説明会開いて何を求めているのか、総合区とはそんなもんですよということを、まあ分かったなということでもいいのか、そこところがちょっと意図がよく分かりませんので説明お願いしたいのと、もう一つは、総合区とか特別区とかいろいろ言うてますけれど、その根本には副首都というのがあると思うんです。この副首都というのが、現在の法律ではどんな位置づけになっていて、大阪市のその中でどんな役を果たしたいのかというふうな点について、ちょっと説明をお願いしたいと思うんです。

(司会)

はい、ありがとうございます。

(井上副首都推進局理事)

まず、副首都ということですから、今、副首都ということについて、法律とかあるいは制度で決まったというものはございません。

今回、やはり我々が副首都をめざしているということは、課題でも申し上げましたけれども、東京一極集中が進んできて、非常に地方が疲弊していると。大阪も非常に経済低迷しているという中で、やはり日本を見た時に、東京に対して西日本の中で見ますと大阪にいろんな機能が集中している、それは国の関係の機関であれ、あるいは企業であれ、そういう意味ではやっぱり大阪が日本で第二の都市として、いわゆる首都に対して副首都という形でポテンシャルを持ってあって、その力を今後発揮していける、そういう能力を持っているというふうなこの評価ができますので、それに向けて経済成長とか、あるいは今回ご議論をお願いしているこういう大都市制度の改革とかに含めて、それをいろいろやっていって、将来、大阪が副首都として確固たる地位を築けるようにやっていこうという方針を、昨年度、副首都ビジョンという形で出しております。それについて、目標を決めて、今、進めているというふうな状況があります。

今回、こういう説明会をさせていただいている趣旨ですけれども、ちょっと冒頭、簡単に触れましたけれども、今、やはり申し上げたように課題がある中で、それをどう解決していくかと。制度上、やはり今の制度がいいのかどうかということで、吉村市長もそういう意味で我々も市長から指示を受けて、今、改革できる制度としては法律上、総合区と特別区がありますので、この二つについて制度設計について検討せよということで、我々、今、やっております。

この二つの制度について、何とか案をまとめて、内容についても十分皆様にご理解いただいて、今後、どちらを選択するのかということで考えていただくために、今、こうしてなるべく分かりやすく理解をいただきたいということで説明をさせていただいていると、そういうふうな趣旨でございます。

(司会)

はい、ほかにご質問のある方はおられますか。

そしたら、左のブロックの、すみません、左のブロックの前から、通路側の。

(市民)

きょう、いろいろ説明をお聞きしたんですけれども、今の発言には関連あるんですが、総合区とか特別区か、本来、副首都とは別問題という感じがするんです。あたかも、それをしないとという絡めた論議というのはやはりおかしいという意見は一つ申し上げておきます。

それと、総合区ですが、業務がどれだけ身近なところにおりてくるかというところがポイントだとは思いますが、見た限りでは、施設の維持管理というところら辺だけなんです。本当に地域の住民では、古い区民センターを建てかえてほしいとか老人福祉センターとか、あるいは地域でもっと気軽に利用できるような公民館的なものが欲しいとか、そういうことについては相変わらずやはり市役所管轄ということで簡単に声が届く状態ではないなという感じを受けるんです。

それと、やはり身近にという限りは、予算と人員がつかなければ機動的に対応できないと思うんです。そういう点で、今回の総合区は、人員を増やさないという観点からか総合区になっているんですが、やはり身近なところでという限りは身近なところに人も予算も必要だというふうに思うんですね。

だから、なぜこの総合区じゃないと市の行政が改革できないのかというのがよく分からないんですね。今の24区体制でもっと工夫しながらやっていける方法がないのか、これだけのイニシャルコストだとか、必要なのは合区をするから必要だと思うんですが、合区をしないで24区のまま行政のやり方の工夫、権限の問題とかいろいろな法律の問題もあろうかとは思いますが、他の市も同じような形ですので、そういう点での合区をしないで身近なところで声を聞くような体制、総合区の合区体制というのは私はやはりやるべきではないというふうに思っているところです。

(司会)

はい、今のはご意見として何えぼよろしいですか。よろしいですか。

ほかにご質問。

そしたら、真ん中のブロックの後ろの、一番後ろの方ですか。はい、マイクをお持ちします。座って結構でございます。

(市民)

先程からずっとご意見、ご説明をお伺いしていたんですけれども、一番最初の10ページのところに、この総合区をするに当たっての一番大きな目的というのが、住民の皆さんに身近な施策の充実に向けてというふうに書かれていますので、今、私たちが生活している、それ以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供していくための総合区の説明というふうにお聞きをしていたのですが、どうもお聞きをしている中で、なかなか自分の身近なところら辺で、じゃどう変わるんやということがよく分かりません。

で、期待される効果というのはそれぞれいろんな項目を挙げて書いていただいているんですけれども、これはもともと合区をするに当たって、合区をするということの中で期待をされる効果というふうに書かれてると思うんですけれども、じゃ、デメリットは何なんですかということら辺が全くここには書かれていないので、その辺のデメリット、合区をする、期待されるというところプラス、これのデメリットはどんなふうにもこの中で議論をされたのかということをお聞きしたいということと、あと、7番のそれぞれ住民の皆さんのご意見の反映ということで、いろいろ不安なところもおありだと思いますけれどもということで、次の総合区政会議を設置しますとか地域自治区・地域協議会を設置しますということで、これを設置すればこの不安は全部なくなりますよというふうに捉えられているというふうに思うんですけれども、これでは全く私たちは不安というのは解消されません。

なぜ、先程から皆さん言われているように、なぜ合区にしないといけないのか、合区ありきの説明の中で聞かせていただいても、私たちの生活が、住民サービスがよくなるというふうに私たちは、今、お聞きした中では全く捉えられていないんですけれども、デメリットについてどういうふうに議論されたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

(司会)

はい、ありがとうございます。

(井上副首都推進局理事)

デメリットという点ですけれども、当然、今、24ある区を八つの区の総合区というのに再編する訳ですから、先程ありましたようにシステムの関係とかあるいは庁舎の関係で一定コストかかってまいりますので、デメリットという表現がどうかありますけれども、そういう費用の負担がかかるという点の一つあるかと思えます。

(司会)

すみません、ほかにご質問ございますか。

そしたら、左ですか。はい。2列目の方。はい。

(市民)

市民の声を聞くまで何もしないということですか。

区長がみずから問題点を見つけ出して、市民の声を逆に聞きに来ないといけないんじゃないんでしょうかということを知りたいです。

(司会)

はい、ありがとうございます。

なかなか各区長の方も、私は区長ではないので直接あれなんですけれども、いろんな区政会議、いろんな場に顔出しされて、土曜日曜も含めていろんなところへ行って、日々、私は局の人間なんですけれども、いろんな場面で市民の声は何っておられると聞いてます。

ただ、それぞれの区民一人一人の方のご意見を賜りながらというのは現実問題なかなか難しいとは思いますが、決して24区長の方がそういった声を一切聞かないで日ごろの区政をやっているということではないということをご理解いただければなというふうに思っております。

ちょっとお待ちください。ほかにご質問。まだ、ご質問されてない方もおられると思うんですけれども。

そしたら、右のブロックの3番目の方、マイクお持ちさせてもらいます。

(市民)

きょうはご苦労さまです。ありがとうございます。いろいろ勉強させていただいて、今まで市政のことについて全然関与してきてなかって関心もなかったのが勉強になりました。ありがとうございます。

それで、総合区とか、特別区とか、いずれ決まるようになると思うんですけど、その決まるまでのスケジュールについてちょっと教えていただきたいです。

今、特別区になるのか総合区になるのか、いろいろ意見が出てるといふふうに聞いておりますけど、特別区になる場合やったらこういうスケジュール、総合区ならこういうスケ

ジュールでやっていきますというところ。

その中で、我々市民が関与していくのはどういうところで関与していくのかということをお教えいただきたいのと、両方が分からなければ我々認識、片一方はいいこと、いいですよ、いいですよと言う訳ですから、それを比較対照できるような会合は、今後、持っていただけるのかどうかということ。

それと、前の方にもありましたけれども、現状の24区というのは、もうなくなるというふうな考え方を持っておっているのか、それを教えていただきたい。

それともう一つ、区長さんとか副区長さんとかというのは非常に権限が強いようにご説明いただきました。この区長さんの選定の仕方、市議会で選ぶのか、市長さんが任命するのか、それといずれ市議会にしても市長さんにしても選挙で選ばれる方ですから、それがかわれば区長さんもごろっとかわってしまう、行政の継続性ということをどういうふうに考えていったらいいのか、今でいい区長さんが頑張ってくれてはったのに、選挙で市長さんがかわれば一遍にかわってしまうのか、その辺のところの懸念もあるので、その辺のところも教えていただけたらありがたいです。

(司会)

はい、ありがとうございます。

(井上副首都推進局理事)

まず、1点、今後のスケジュールと申しますか、なかなかちょっとまだご説明できる状況ではないんですけれども、今、総合区について素案を我々まとめてご説明をしております。この総合区につきましては、今後、今でも議論されてますけれども、大阪市会の方で議員の方々でご議論いただいて、総合区の中身について最終決めるのは、今、我々、議会の方にこの素案というのをお示しして、そこで議論いただいておりますので、最終、市会の方で決定をしていくということになりますので、その決定がいつごろになるのかという点です。それが決まっていったら、またスケジュールが進んでいくと思います。

一方、特別区ですけれども、これは、今、検討が始まったところで、いわゆる法定協議会というところで大阪府・大阪市の知事、市長、議員が入って、今、協議が始まったところです。その特別区については、この法定協議会で案をまとめるということをやっておりますので、我々は事務局としてそこにいろいろ素案とか資料等を提出しながら、最終的には、法定協議会で案をまとめていただくという、そういうことになります。法定協議会の方で案がまとまれば、当議会のそれぞれ府・市の議会で議決を経て、それから次の段階では住民投票という点になります。

市長も申し上げますけれども、知事、市長は来年の秋ごろには住民投票をしたいというふうにもいろいろ言われてますけれども、その住民投票の際には、当然、住民の皆様の意思の反映という場がありますので、その場では見解を出していただくということになると思います。

その総合区と特別区のタイミングというのがいろいろありますので、どっちにせよ、この大都市制度の改革はしなければいけないというふうに知事も市長も言うておりますので、そういう意味では総合区か特別区か、いずれかについて実現をしたいというのが知事、市

長の思いでございまして、24区のままでどうかというお話ですけれども、それについては先程から申し上げてる課題がたくさんあるので、それについては現行の制度のままでなかなか対応が難しいということで、この制度改革、何とかこの総合区、特別区二つありますので、いずれかについてきっちりとやりたいというふうな形で指示を受けてますので、それに基づいて我々もその関係の作業をしているというふうな状況でございます。

(司会)

区長ですね。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

総合区長の選定は、市長から議会の方にこういう方でいいかというものをお諮りいただいて、議会で承認受けた方が総合区の区長さんになります。

特別区でいう区長さんの場合は、これは選挙で選ばれる区長でございますので、今の大阪市長と同じ位置づけの区長が誕生するということになります。

(司会)

ほかにご質問ある方おられますか。ちょっと、まだ当たってない方を先に。

すみません、真ん中のブロックの、今、後ろから4番目の方、眼鏡をかけておられる方ですかね。

(市民)

すみません、先程の特別区、総合区、それから現行の24区のことなんですけれども、これっていうのは特別区、総合区、現行のままというのから選ぶのではないということですか。その辺、ちょっともう少し分かりやすくお願いします。

(井上副首都推進局理事)

今、特別区というのは案がまとまれば住民投票という形で賛否が決まるということになります。総合区の方は、市会の方で議論いただいて案を決めていくということになります。

両方、今、並行して進んでいるという状況ですんで、今の我々が言われている指示としましては、総合区と特別区について案をまとめていくということです。

現行24区について、これについては今の制度のままでなかなか課題に対応できないということで、それについての選択肢は知事も市長も想定はしておられないというふうな状況でございます。

(司会)

ほかにご質問ある方おられますか。

そしたら、真ん中、後ろから2番目の方、先に。

(市民)

維新は吉村市長ですね。それから、知事は維新です。

私は、これ話は聞いたんですけど、総合区にしたら人間も減らせるしお金もかからなくなるという話が全くないんです。

維新のあれはいろいろ、知事もえらい胸張ってますけども、人員減らしたり簡素化して減らすと。市も、吉村さんも同じやと思いますけど、その辺、お金かかる話ばかりでいろいろ大変なんです。全部、事業表示から、それから登記から皆直さないかんしね。その辺、どうでしょうか。

(司会)

仰る通り、総合区にせよ特別区にせよ、まだ特別区はこれから法定協議会で議論ということになると思うんですけども、総合区素案についてはお示ししている通り、コストの方がかかっております。特別区にしても、同じようにコストがかかります。

ただ、我々としては、大都市制度改革に必要な、改革上どうしても必要な経費というところがかかってしまうと。で、市長なんかも改革上かかる、最小限かかる必要なコストについては、やっぱりそこはご理解いただきたいというような、そんな考えでございます。

(市民)

お役人やからお金使わんでええけど、我々お金払わないかん……

(司会)

そこは……

(市民)

維新のいう政策に合ってる、その辺が全然、お役人やから金取るのが仕事。はっきり言いますと。

(司会)

ご意見として、そこは意見として伺っておきます。

ほかにご質問。

そしたら、真ん中の一番後ろの方。

(市民)

すみません。今、いろんな方たちが質問をされてるんですけども、これすごい大事な提案を大阪市からされてるということですよ。

きょう、ご参加いただいている方、本当に大変な状況の中で私たちも来てますから、こんな大変なことをこの1回の説明会で、聞いているだけでもなかなか私たちが理解できない中で、それ以外の住民の方たちにどんなふうにあと説明をされるんでしょうか。この1回で終わるのですか。その辺、ちょっと大阪市としてのご意向、聞かせてください。

丁寧な説明をするということですので、ぜひその辺よろしく願います。

(井上副首都推進局理事)

昨年度、知事、市長も出席をして、いわゆる大都市制度の改革についての必要性等々、あるいは総合区、特別区についての当時のいろんな検討についてご説明をさせていただいたという経緯があります。

今般、総合区について、一応素案ができましたので24区で説明会をずっとさせていただいているという中です。

今回、総合区の説明会ですけれども、総合区は最終決定するのは、先程申し上げたように大阪市会の方で最終決定されますので、今後、まだ議論を当然やっておりますので、市会等の議論を受けながら、我々も議会あるいは市長の指示を受けながら今後対応していきたいというふうに考えております。

(司会)

ほかにご質問ございますか。

そしたら、左のブロックの、今、手を挙げられている方です。

(市民)

初めて、私、広報できょうの説明会を見まして、全く勉強不足なんで初めて来たんですけど、きょうの説明ではついていだけで、制度、システムの話かなというふうに大卒感ただけなんです。

だけど、今度提案される案で中身とった場合、そして私は基本的に今の行政区でいいと思うんですけど、24区でやった場合、どれぐらいの予算がかかるのかというようなあたりもどこかの段階で提案してもらって、私自身もこの機会に勉強してみんなで話し合えたらいいなと思いますので、ぜひその24区でやったらどれぐらいえらいお金がかかるのかというのも教えていただきたいです。

今、大体分かるんやったら、今、教えていただけたらというふうに思います。

(司会)

すみません、今すぐという、お金どれぐらいかかるかというのは資料としてはないです。

ただ、少なくとも、今のコストでお示ししているシステム改修費などのコスト、あるいは庁舎改修のコストというのは少なからず必ず増えると思います。それプラス、当然職員が増えていきますので、それにかかるコストも増えていくと。

ただ、その額が幾らかというのは、今、手元にございませんで、特にその部分については、かなりコストがかかるということで算定を今の段階ではしておりません。

そしたら、真ん中の5番目の方ですかね。

(市民)

要するに、今、この資料の1ページにありますように、この3ぽつ目、最終的には総合区と特別区のいずれかの制度を選択すると、こういうことですね。

要は、今、24区のことと言っておられますけど、それはもう選択肢にはないよと。まず、総合区であれば、今、市議会の方で、これで可決されてそのまま入っていけると。もう一つ、特別区の場合は、いやいや市民投票ですか、そこに付していきますよと、これどちら

かを選択してよと。嫌やったら嫌と言ってよと、こういうことですか。

要は、総合区……

(司会)

そうですね。ちょっとまだ手法は決まってませんが、知事、市長のお考えとしては、まず特別区の場合は、当然、住民投票ございますので、その中で皆様方にご判断を仰ぐと。その中で、次、総合区になる場合はどうするんだと、基本的には市会で決まるものなんですけれども、それを、ちょっと順序がどうなるかというのはまだどういう形になるか分かりませんが、少なからず、総合区になるか特別区になるかというのが、今の市長、知事の考えでございます。

だから、今の意見、我々として今の現行政区、24区のままというのは、今の段階にはないと。

(市民)

提案は下げませんということですか。

難しいですな。

(司会)

すみません。お時間がございますので、最後、お1人とさせていただきます。

まだ当たってない方おられましたらと思うんですけども。

そしたら、今の方ですか、その隣の方ですね。

(市民)

今、いろいろ説明会、住民説明会、きょう初めて総合区のこと聞かせてもらいました。で、総合区か特別区か、それしかないというのに非常に今ショックを受けてるんです。

私は、祖父母の代から西淀川区、西淀川区の行政区ができた時から祖父母の代から西淀川区に生まれ住んでおります。両親、そして子ども、孫に至るまで5代、西淀川区に住み、西淀川区を愛して生きてきました。西淀川区という名前がなくなるなんて本当にショックです。

前回の住民投票の時でもいろんな政治的な意見があったとしても、大阪市を残してほしいという強い思いが投票にあらわれたと思うんです。

私は西淀川区を残してほしいです。今の現状がもとよりないという説明会なら聞いても聞かなくても同じです。西淀川区をぜひ残してください。私は西淀川区の歴史と文化を愛して生きています。そういう人たち、きょうは来られてないけどたくさん知っております。そのことは考えてもらえないんですか。

(井上副首都推進局理事)

一応、今の総合区の場合は合区というのになっておりますけれども、今仰ったようなご意見というのはさまざま聞いておりますので、それについて、やっぱり対応としましてはいわゆる地域自治区という形で24区にそういう形の地域協議会あるいは事務所等を置くと

いう形で、皆様のそういうコミュニティとかあるいはいろいろなご意見についてもちゃんとそこでお聞きするという形の対応をこの案では考えておりますので、そういう形でご理解をお願いしたいというふうに思っております。

(司会)

すみません、ありがとうございました。

時間に限りがございますことには申し訳ございません。ご質問は以上とさせていただきますと思います。

説明会終了に当たりまして、お知らせを申し上げます。

この説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

それと、また、ご質問、先程もご意見、いろいろ賜りましたけれども、お配りしたアンケート、意見用紙に記載いただきましたら、会場出口付近で回収いたします。後日、いただいたご質問等につきましては、集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。また、本日利用いたしました説明用資料ですけれども、受付に置いてありますので、ご近所、あるいは職場等の仲間等に説明にご利用されるということでお入り用の方おられましたら、ぜひお持ち帰りください。

それでは、本日はこれをおもちまして説明会を終了いたします。

夜分遅くまでどうもありがとうございました。お忘れ物のないように、座席の周りをいま一度ご確認の上、お気をつけてお帰りください。よろしく申し上げます。ありがとうございました。